

読谷型観光情報発信ホームページ制作委託業務 公募実施要領

読谷型観光情報発信ホームページ制作委託業務にかかる公募については、読谷村契約規則及び関係法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。受託を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、本要領に従って提案書を作成し、提出しなければならない。

1 業務概要

- (1) 件名 読谷型観光情報発信ホームページ制作委託業務
- (2) 業務内容 詳細は別紙仕様書の通り
- (3) 履行期間 契約日から平成 25 年 3 月 15 日
- (4) 納入場所 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地
読谷村役場総務企画部企画財政課
- (5) 契約限度額 22,523,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
ただし、この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※なお、読谷型観光情報発信ホームページ制作委託業務終了後、次年度以降の運用に係る保守及び利用については、本業務の契約には含まず、別途契約を締結することとする。

2 公募に参加する事業者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないもの。
- (2) 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 企画提案書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、読谷村及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 県内に事業所を有する法人であること。
平成 24 年 4 月 1 日以前に 1 年以上引き続き当該業務と同種の業務を営んでいること。
- (5) 当該業務の類似業務（HP 構築等のソフトウェア開発及びホームページ作成等）の経験を有すること。

(6)応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア) 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ) 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(5)要件を満たす者であること。

3 参加表明書その他の配布

(1)配布期間

平成 24 年 10 月 10 日 (水) ～10 月 18 日 (木) まで

(2)配布方法

読谷村ホームページからのダウンロード <http://www.yomitan.jp/>

(3)配布書類

- ①読谷型観光情報発信ホームページ制作委託業務仕様書
- ②CMS 機能要件一覧 (別添 1)
- ③外国語自動翻訳システム仕様書 (別添 2)
- ④読谷型観光情報発信ホームページ制作委託業務に伴う業務委託業者審査基準 (別添 3)
- ⑤参加表明書 (様式第 1 号)
- ⑥共同企業体協定書 (様式第 2 号)
- ⑦同種又は類似業務経歴書 (様式第 3 号)
- ⑧業務の実施体制 (様式第 4 号)
- ⑨配置予定者調書 (様式第 5-1 号、様式第 5-2 号)
- ⑩質問書 (様式第 6 号)
- ⑪参加辞退届 (様式第 7 号)
- ⑫ホームページ運用保守に関する届出書 (様式第 8 号)

4 参加申請について

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、「2 公募に参加する事業者に必要な資格」に基づいて下記により必要書類を提出するものとする。また、提出書類受付期間において本村担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出書類

- ①参加表明書 (様式第 1 号)
- ②共同企業体協定書 (様式第 2 号)
※単独での応募の場合は、提出の必要なし。
- ③会社概要 (様式自由)
- ④同種又は類似業務経歴書 (様式第 3 号)
- ⑤業務の実施体制 (様式第 4 号)
- ⑥配置予定者調書 (様式 5-1 号、様式 5-2 号)

なお、共同企業体での応募の場合、構成する事業所毎に③、④を提出すること。

(2) 提出期間

平成24年10月10日(水)から平成24年10月18日(木)まで
日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参または郵送等により送付すること。電子メール、FAXでの提出は認めない。郵送の場合は、平成24年10月18日(木)必着で提出すること。

(5) 提出場所

読谷村役場企画財政課(担当:企画調整係)
所在地〒904-0392
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地
電話098-982-9205(直通)

(6) 参加承認の通知

プロポーザル希望事業者の参加承認の通知については、平成24年10月19日(金)に行う。なお、通知方法は参加表明書に記載されたメールアドレスまたはFAX番号宛に送信し、原本(公印を押印したもの)については追って送付する。

5 提出書類等に関する質問の受付

(1) 質問期間

平成24年10月10日(水)から平成24年10月25日(木)まで
日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法

電子メールにて下記様式の質問書を、件名を「読谷型観光情報発信ホームページ制作委託業務に関する質問書」とし、添付ファイルとして送信すること。

なお、送信後、必ず電話により到達の確認を行うこと。

(3) 質問の様式

「質問書」(様式第6号)を使用すること。

(4) 送付先電子メールアドレス

電子メール: info-kikaku@vill.yomitan.lg.jp

(5) 回答方法

提出した質問者のメールアドレス宛に通知するとともに、公式ホームページに掲載する。

6 辞退届の提出

参加表明書証明書を提出後、辞退を希望する者は、参加辞退届（様式第 7 号）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

（1）提出書類

①企画提案書

- ・別紙仕様書に基づき必要な事項を漏れなく記載すること。
- ・提案書は A4 版の両面印刷（分割なし）とする。ただし、A3 版の用紙を A4 サイズに折り込むことも可とする。
- ・企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、わかりやすい内容にすること。

②見積書

- ・導入費用の見積りを提示すること。（積算根拠も明記すること）

③ホームページ運用保守の確認（見積もり及び様式第 8 号）

- ・ホームページ運用保守に関する届出書（様式第 8 号）
- ・見積書（様式は問わないが、月額料金がわかるよう明細書を添付すること）

なお、選定時には、60 か月を想定して費用を比較する。

※読谷型観光情報発信ホームページ制作委託業務終了後、運用に係る保守及び利用については、本業務の契約には含まず、別途委託契約を締結することとする。

このことから、プロポーザルを公正に実施し、安価で迅速な保守の実施の可否を判断するため、様式第 8 号に従ってホームページ運用保守の内容等の確認を実施する。

については、「ホームページ運用保守に関する届出書」（様式第 8 号）を含む下記の提出書類を提出すること。

なお、この届出は、ご提出していただいた見積り、内容により契約するものを確約するものではない。

（2）提出期間

平成 24 年 10 月 10 日（水）から平成 24 年 10 月 25 日（木）まで
日曜日、土曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

（3）提出部数

- ①企画提案書 13 部
- ②見積もり及び様式第 4 号各 1 部

（4）提出方法

提出場所へ直接持参または郵送等により送付すること。電子メール、FAX での提出は認めない。郵送の場合は、平成 24 年 10 月 25 日（木）必着で提出すること。

(5) 提出場所

読谷村役場企画財政課（担当：企画調整係）

所在地〒904-0392

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地

電話 098-982-9205（直通）

8 契約の相手方の選定

企画提案書提出後、内容に関するプレゼンテーションを実施（各20分程度）し、提出書類全般にわたって審査を行い、1者を随意契約の対象事業者として選定をする。

(1) プレゼンテーション

①実施日時

平成24年11月6日（火）午後2時より。詳細については別途決定し、平成24年10月18日（木）に参加申請届に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

②実施時間

1事業者につき20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）以内を予定している。

③その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

(2) 選定方法等

①事業者の選定にあたっては、審査委員会の意見を聴いて選定する。

選定基準については、「読谷型観光情報発信ホームページ制作委託業務に伴う業務委託業者審査基準」とおりとする。

②企画提案等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1者を選定する。

③交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合または前記2の要件を満たさなくなったとき、もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行う。

④審査は非公開とする。

⑤企画提案書の提出が5者以上の場合は、書面による1次審査を実施し上位4位を選定したうえで、プレゼンテーションを行う。

⑥選定の点数については、500点満点とし、内容は技術点：140点、コンテンツデザイン点：280点、価格点：80点とする。

(3) 選定結果の通知

- ① 選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知する。
- ② 交渉権第2位に選定された事業者については、その旨通知する。
- ③ 1次審査の結果については、企画提案書等を提出したすべての事業者に平成24年10月30日(火)に書面にて通知する。なお、選定されなかった事業者は、通知の日から5日以内(日曜日、土曜日及び祝日を除く)に書面の提出によりその理由の説明を求めることができる。
- ④ 選定に関する異議は受け付けない。

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 前記2の要件を満たさなくなった事業者
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積もり金額(税込)が委託予定額を超えている場合
- (5) 仕様書を満たしていない場合

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正または変更は一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

11 問い合わせ

読谷村役場企画財政課(担当:企画調整係)

所在地:〒904-0392

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地

電話:098-982-9205(直通)

FAX:098-982-9202

Eメール:info-kikaku@vill.yomitan.lg.jp